

「【新給付】停止からの復活の異動願(届)」の記入上の注意点等と記入例

注 意 点

- 「停止からの復活の異動願(届)」はスカラACからの入力是不可で、送付が必要です。記入例等については、以下をご確認ください。
- | 異動種別 | 入力可否 | 送付可否 | 自筆可否 |
|------|------|-------------|------|
| 復活 | 不可 | 必要(学校コピー保管) | 不可 |
- 「停止からの復活の異動願(届)」下部の学校証明年月日・学校名・関係課長名は必ず記入してください。
 - 「停止からの復活の異動願(届)」右下に学校担当者名・電話番号・学校番号(学校校舎区分)を記入してください。
 - 振込超過の有無を確認してください。**振込超過がある場合は、復活処理ができません。振込超過金を返戻させてください**
 - 本人都合により「停止」している期間に休学するなど、複数の「休止」「停止」の事由で「休・停止中」の場合は、それぞれの事由で「復活」の異動処理が必要です。
 - 「停止」からの「復活」の異動始期は、届出年月日の翌月(月の初日はその月)以降(海外留学支援制度(協定派遣)を受給していた場合は、加えてその受給が終了した翌月以降)で、本人が希望する年月での復活となります。
 - 海外留学支援制度の受給(学籍の身分が「在学」又は「留学」)により停止している場合、受給期間が終了した翌月を復活する異動始期としたい場合は、留学前に「停止からの復活の異動願(届)」を提出させる等、対応してください。**

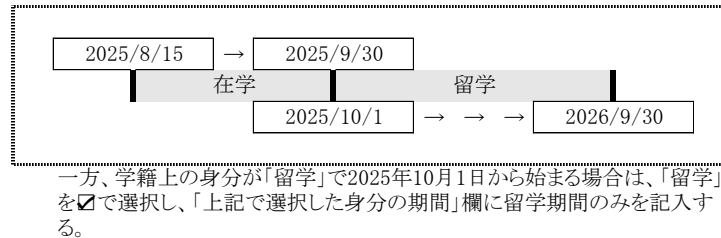
記 入 例

学生本人記入欄		学校記入欄	
復活希望 年月	26 年 10 月	卒業期	27 年 3 月 見込
※1 届出年月日の翌月(月の初日はその月)以降で、給付奨学金の支給の「復活」を希望する年月を記入。		学籍情報のため「卒業期」の記入は必須	
※2 海外留学支援制度(協定派遣)を受給している場合は、届出年月日の翌月(月の初日はその月)以降かつ、受給が終了した翌月以降本人が希望する年月を記入。			
※3 ※1と2以外は届出年月日の翌月(月の初日はその月)を復活希望年月としてのみ「復活」を行う。海外留学支援制度(協定派遣)を受給していた場合は、届出年月日の翌月(月の初日はその月)以降かつ、受給が終了した翌月以降で直近の年月を復活希望年月として「復活」を行う。			
留学情報 (留学から復活する場合は以下の記入必須)			
留学先国名	イタリア		
留学時の身分※1	選択した身分の期間※2		
☒ 留学	「留学」の身分に異動する期間を記入 → 2025 年 10 月 1 日 ~ 2026 年 9 月 30 日		
☐ 在学	学校で把握している留学期間を記入 → 年 月 日 ~ 年 月 日		
国費情報※3	☒ 海外留学支援制度(協定派遣)		
受給期	2025 年 10 月 ~ 2026 年 9 月		
留学情報欄の注意事項 ※1 通常はいずれか1つに☑を付ける。留学中に複数の身分が存在する場合は両方に☑を付け、それぞれの期間を記入する。 ※2 「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。「留学時の身分」欄の両方に☑を付けた場合は、対応する期間をそれぞれ記入する。 ※3 「海外留学支援制度(協定派遣)」以外は「私費」として取扱い、記入不要。			

本人都合による「停止」からの「復活」における注意点

◎ ◎
記奨受降届
入学給、出
。金が年
の終つ月
支了海日
給し外の
のた留翌
翌学月
復月支(一
活以援月
「降制の
」をで度初
希、(日
望奨協は
す学定そ
の生派
年が遣月
月給一
を付の以

学籍上の身分が「留学」の前に「在学」の身分で渡航し、学校がそれを留学と認めて「休止(留学)」とする場合は以下(↓)のように記入する。この場合、身分「在学」が2025年8月15日～2025年9月30日まで、その後身分「留学」が2025年10月1日～2026年9月30日となり、2026年10月始期復活が可能となる。



一方、学籍上の身分が「留学」で2025年10月1日から始まる場合は、「留学」を☑で選択し、「上記で選択した身分の期間」欄に留学期間のみを記入する。

留学情報 (留学から復活する場合は以下の記入必須)	
留学先国名	フランス
留学時の身分※1	選択した身分の期間※2
☒ 留学	「留学」の身分に異動する期間を記入 → 2025 年 10 月 1 日 ~ 2026 年 9 月 30 日
☒ 在学	学校で把握している留学期間を記入 → 2025 年 8 月 15 日 ~ 2025 年 9 月 30 日
国費情報	☒ 海外留学支援制度(協定派遣)
受給期	2025 年 10 月
留学情報欄の注意事項 ※1 通常はいずれか1つに☑を付ける。留学中に複数の身分が存在する場合は両方に☑を付け、それぞれの期間を記入する。 「留学」を選択した場合は「留学」の身分に異動する期間を記入し、実際に渡航する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。「留学時の身分」欄の両方に☑を付けた場合は、対応する期間をそれぞれ記入する。	

説明上、記入した部分は朱書きになっています

※
3

給
期

半

月

~

2026

年

9

月

※2

する期間は記入しない。「在学」を選択した場合は学校で把握する留学期間を記入する。「留学時の身分」欄の両方に☑を付けた場合は、対応する期間をそれぞれ記入する。

※3

「海外留学支援制度(協定派遣)」以外は「私費」として取扱い、記入不要。